

国土入企第 42 号
平成 27 年 3 月 26 日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局 建設業課長

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」の開設について

本年 4 月から全国で、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。昨年 6 月に改正。以下「品確法」という。）の「発注関係事務の運用に関する指針（本年 1 月 30 日策定。以下「運用指針」という。）」に基づく発注関係事務の運用が開始されます。

国土交通省では、市町村等の公共発注者や受注者等の事業者に対し、様々な機会を通じて品確法及び運用指針の理解の促進及び普及啓発に努めているところですが、このたび、事業者団体からの声も踏まえ、別紙のとおり、専用のダイヤル回線による相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設し、発注者には言いにくいことや、公共工事の施工現場で事業者が直面する困難な実態などについて、現場の生の声を聴かせていただくことにしましたのでお知らせいたします。

貴職におかれては、御理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知を図られるようお願いいたします。